

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 コンテナー特例法関係 第3節 コンテナーの技術上の条件に関する細目</p> <p>(コンテナーの表示)</p> <p>1－2 コンテナーに付する附属書第1条第1に規定する表示は、当該コンテナーの周壁に次により明瞭に行う。</p> <p>(1) 氏名は、コンテナーの所有者又は管理者の全字又は頭字によって表示する。 ただし、頭字による場合には、所有者又は管理者の確立された識別記号（例えば、NYK、MOL、NIC）により表示するものとし、紋章又は旗のような標章であつてはならない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) コンテナーの識別の記号及び番号は、コンテナーの所有者又は管理者が、その運用及び管理の必要から定めている記号（通常、アルファベットの大文字で表示され、番号の前に付けられている。）及び番号（通常6けた又は7けたのアラビア数字で表示され、識別の記号と一体となつて使用されている。例えば、KKLU460851@4943）により表示する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) コンテナーの型式の記号及び番号は、当該コンテナーの製造者が、製造管理又は事後管理の必要から定めている記号及び番号（通常、アルファベットとアラビア数字の組合せから成つていてる。例えば、ABC-1234）により表示する。</p> <p>(6) コンテナーに付ける上記(1)から(5)までの表示は、例えば、次のような耐久性のある方法により行う。</p> <p>イ 金属板に印刷、打刻又は浮彫りを行い、コンテナーに取り付ける方法</p> <p>ロ 耐水性及び<u>耐磨耗性</u>のある転写機及びこれに類するものによりコンテナーに表示する方法</p> <p>ハ 耐水性及び<u>耐磨耗性</u>のあるペイント等の塗料を用いて表示する方法</p> <p>(7) コンテナーの表示に関する他機関の取決め（例えば、<u>日本産業規格</u>（以下「JIS」という。）国際標準化機構（以下「ISO」という。）</p>	<p>第4章 コンテナー特例法関係 第3節 コンテナーの技術上の条件に関する細目</p> <p>(コンテナーの表示)</p> <p>1－2 コンテナーに付する附属書第1条第1 <u>《コンテナーの表示》</u>に規定する表示は、当該コンテナーの周壁に次により明りように行う。</p> <p>(1) 氏名は、コンテナーの所有者又は管理者の全字又は頭字によって表示する。 ただし、頭字による場合には、所有者又は管理者の確立された識別記号（例えば、NYK、MOL、NIC）により表示するものとし、紋章又は旗のような標章であつてはならない。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) コンテナーの識別の記号及び番号は、コンテナーの所有者又は管理者が、その運用及び管理の必要から定めている記号（通常、アルファベットの大文字で表示され、番号の前に付けられている。）及び番号（通常6けた又は7けたのアラビア数字で表示され、識別の記号と一体となつて使用されている。例えば、KKLU460851@4943）により表示する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) コンテナーの型式の記号及び番号は、当該コンテナーの製造者が、製造管理又は事後管理の必要から定めている記号及び番号（通常、アルファベットとアラビア数字の組合せから成つていてる。例えば、ABC-1234）により表示する。</p> <p>(6) コンテナーに付ける上記(1)から(5)までの表示は、例えば、次のような耐久性のある方法により行う。</p> <p>イ 金属板に印刷、打刻又は浮彫りを行い、コンテナーに取り付ける方法</p> <p>ロ 耐水性及び<u>耐磨もう性</u>のある転写機及びこれに類するものによりコンテナーに表示する方法</p> <p>ハ 耐水性及び<u>耐磨もう性</u>のあるペイント等の塗料を用いて表示する方法</p> <p>(7) コンテナーの表示に関する他機関の取決め（例えば、<u>日本工業規格</u>（以下「JIS」という。）国際標準化機構（以下「ISO」という。）</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の規格等)に基づきコンテナーに付されている表示が、附属書第1条1の表示として利用できると認められるものについては、当該表示によることができる。</p> <p>(税関封印を施す場所の条件)</p> <p>1－3 附属書第1条1<u>(a)</u>に規定する「簡単かつ効果的に税関の封印を施すことができる」とは、税関職員が、コンテナーに施封する場合、その施封箇所は税関職員が無理のない姿勢で施封できる場所にあり、かつ、コンテナー上の一箇所又はできるだけ少數の箇所に施封することによりその目的<u>を果たす</u>ことができることをいう。<u>したがって</u>、当該施封のための設備は、例えば、次のような仕様のものとする。</p> <p>【図1省略】</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>の規格等)に基づきコンテナーに付されている表示が、附属書第1条1の表示として利用できると認められるものについては、当該表示によることができる。</p> <p>(税関封印を施す場所の条件)</p> <p>1－3 附属書第1条1《コンテナーの装備》@48DAに規定する「簡単かつ効果的に税関の封印を施すことができる」とは、税関職員が、コンテナーに施封する場合、その施封箇所は税関職員が無理のない姿勢で施封できる場所にあり、かつ、コンテナー上の一箇所又はできるだけ少數の箇所に施封することによりその目的<u>が果たせ</u>ることができることをいう。<u>したがって</u>、当該施封のための設備は、例えば、次のような仕様のものとする。</p> <p>【図1省略】</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>